

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 6 号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則（昭和 25 年熊本県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項中「法第 4 条第 2 号」を「規則第 11 条の 2」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の通訳案内業法施行細則第 2 条第 2 項の規定に基づいて提出されている健康診断書は、改正後の通訳案内業法施行細則第 2 条第 2 項の規定に基づいて提出された健康診断書とみなす。

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 7 号

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則

熊本県立大学大学院学則（平成 5 年熊本県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「アドミニストレーション研究科」を「アドミニストレーション研究科
環境共生学研究科」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 4 環境共生学研究科長は、環境共生学部長をもって充てる。
第 6 条の表に次のように加える。

環境共生学研究科	環境共生学専攻	修士課程	40 人	20 人
----------	---------	------	------	------

第 11 条第 1 項第 2 号中「昭和 22 年法律第 26 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 25 条の 2 中「アドミニストレーション研究科」の次に「及び環境共生学研究科」を加える。

第 34 条第 2 項中「学位の授与」を「前項に定めるもののほか、学位の授与」に改め、同項を同条第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 学長は、法第 68 条の 2 第 2 項の規定により、博士後期課程を修了し博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に、博士の学位を授与することができる。
- 3 前項の規定による学位の授与を受けようとする者は、手数料及び本学大学院所定の書類を添えて申請書を学長に提出しなければならない。

第 35 条の表に次のように加える。

環境共生学研究科	環境共生学専攻	中学校教諭専修免許状（理科）
		高等学校教諭専修免許状（理科）

第 41 条中「入学者選拔手数料及び」を「入学者の選考及び学位の授与に係る手数料並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 8 号

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和 32 年熊本県規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 9 号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則（昭和 54 年熊本県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 条」を「次条、第 9 条」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（適用除外）